

庄内広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例

令和8年2月4日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、庄内広域水道企業団職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(第4条において「会計年度任用職員」という。)を除く。次条において同じ。)の給与の種類については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鶴岡市から派遣されている職員 鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年鶴岡市条例第59号)の適用を受ける鶴岡市職員の例による。
- (2) 酒田市から派遣されている職員 酒田市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年酒田市条例第49号)の適用を受ける酒田市職員の例による。
- (3) 庄内町から派遣されている職員 庄内町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年庄内町条例第50号)及び庄内町技能労務職員の給与等に関する規則(平成17年庄内町規則第39号)の適用を受ける庄内町職員の例による。

(給与の基準)

第3条 職員の給与の基準については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鶴岡市から派遣されている職員 前条第1号に規定する鶴岡市職員の例による。
- (2) 酒田市から派遣されている職員 前条第2号に規定する酒田市職員の例による。
- (3) 庄内町から派遣されている職員 前条第3号に規定する庄内町職員の例による。

(会計年度任用職員の給与)

第4条 会計年度任用職員の給与の種類は、鶴岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年鶴岡市条例第20号)の適用を受ける鶴岡市職員の例による。

2 会計年度任用職員の給与の基準については、前項に規定する鶴岡市職員の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日までの水道事業の統合前の鶴岡市の職員(水道事業の職員に限る。)、酒田市の職員(水道事業の職員に限る。)又は庄内町の職員(水道事業の職員に限る。)の勤務について同年4月1日以後に支給する給与については、なお水道事業の統合前の鶴岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年鶴岡市条例第248号)、酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年酒田市条例第172号)又は庄内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年庄内町条例第160号) に規定する給与の例による。